

パブリック・コメント手続（意見募集）

みどりの基本条例の改正について

【意見募集期間】

令和2年（2020年）

11月10日（火）～12月1日（火）

【お問い合わせ先】

環境政策部 自然環境共生課

電話 046-822-9749（直通）

横 須 賀 市

パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめるため、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに對する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に對する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

はじめに

みどりの基本条例は、本市の「みどり」に関する基本的事項を定め、「みどりに対する基本的姿勢」を示した条例です。

かけがえのないみどりの重要性を認識し、自らの手でみどりを守り、つくり、育て、活かすために、それぞれの立場で協力し合い、みどり豊かな自然と調和した「みどりの中の都市」の実現を目指すとともに、みどりを将来の世代に継承するために、平成 23 年 4 月に制定しました。

本条例では、第 23 条において、条例の運用状況、実施効果等を勘案し、条例制定後 6 年以内に、以降 5 年以内ごとに見直しを行うことを規定しています。そこで、平成 28 年に実施した前回の条例改正以降に生じた、みどりを取り巻く社会状況の変化や関連法令の改正等に対応するため、検討を重ねた結果、以下の概要のとおり条例の改正を行うこととします。

この度のパブリック・コメント手続は、この改正の概要について、市民の皆様からのご意見をいただくものです。

【目 次】

◇ みどりの基本条例の改正内容の要点及び概要について	2
1 公園等の活用の推進	
2 施行日	
◇ みどりの基本条例（現行条例抜粋）	2
◇ 意見の提出方法	3

みどりの基本条例の改正内容の要点及び概要について

1 公園等の活用の推進

(第13条関係)

現行条例では、第13条(施設の緑化等の推進)において、公園等の整備と公共施設における緑化等の推進について規定しています。

ここに、都市公園の「活用」の視点を盛り込むこととするため、第13条を緑化に特化した条文に改正し、公園のメンテナンスなどの維持管理、マネジメントなどの運営管理の規定を新たに追加します。

【説明】

人口減少・少子高齢化社会における公園の運営のあり方や、施設の老朽化の進行など社会状況の変化を踏まえた平成29年の都市緑地法等の改正に対応するため、適切に施設の維持管理を行うとともに、積極的な運営管理により、まちづくりにおける都市公園の活用を一層進めるパークマネジメントに関する視点を追記します。

2 施行日

令和3年(2021年)4月1日(予定)

○みどりの基本条例(現行条例抜粋)

(施設の緑化等の推進)

第13条 市は、市民の健康の増進、交流の促進及びみどりとのふれあいを図るために、公園等の市の施設について整備及び活用を推進するとともに、道路、港湾その他の公共施設における緑化を推進するものとする。

(この条例の見直し)

第23条 この条例は、その運用状況、実施効果等を勘案し、第1条の目的の達成状況を評価した上で、この条例施行後6年以内に見直しを行うものとし、以後5年以内ごとに見直しを行うものとする。

意見の提出方法

1 提出期間

令和2年（2020年）11月10日（火）から12月1日（火）まで

2 宛 先

横須賀市環境政策部自然環境共生課

3 提出方法

◎書式は特に定めておりませんが、案件名を明記してください。

◎住所及び氏名を明記してください。

なお、市外在住の方が提出する場合は、次の項目についても明記してください。

- (1) <市内在勤の場合> 勤務先名・所在地
- (2) <市内在学の場合> 学校名・所在地
- (3) <本市に納税義務のある場合> 納税義務があることを証する事項
- (4) <本パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合> 利害関係があることを証する事項

◎次のいずれかの方法により提出してください。

- (1) 直接持ち込み ・ 環境政策部自然環境共生課
(横須賀市役所2号館6階11番窓口)
・ 市政情報コーナー（横須賀市役所2号館1階34番窓口）
・ 各行政センター
- (2) 郵 送 〒238-8550 横須賀市小川町11番地
横須賀市役所 環境政策部自然環境共生課
- (3) ファクシミリ 046-821-1523
- (4) 電子メール ne-ep@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々のご意見等には直接回答はいたしませんので、予めご了承ください。
ご提出いただいたご意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後に
とりまとめ、公表いたします。